

平成 27 年 7 月吉日

各位

龍野俱樂部世話人会代表 富岡馨

◆◆『ふるさと納税』で龍野城下町の町なみを守ろう◆◆

＝町なみ保存のためのふるさと納税活用のお願い＝
◎たつの市民の方も参加できます◎
◎給与所得者は確定申告の必要が無くなりました◎

平素より龍野俱樂部の活動に何かとご高配をたまわりありがとうございます。

さて龍野俱樂部では主な活動テーマのひとつである「龍野城下町の町なみの保存と修景」への取り組みを進めているところですが、それらへの支援策として「ふるさと納税制度（通称）＝ふるさと応援寄附金制度」を活用した貢献事業を実行中です。

たつの市の当制度窓口である企画財政部企画課ご担当様には、龍野俱樂部主催研修会などを経て、制度の運用などにおいて龍野俱樂部としての要望も加味していただきました（下記要項参照）。

「龍野の町なみ」を守り次世代へと継承するため、会員各位をはじめ龍野にゆかりのある皆様のご厚志をたまわりたく、何とぞご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【制度活用要項と手順】

- 1：添付の「ふるさと応援寄附申込書」にてたつの市役所宛お申し込みください（宛先は申込書に記載）。
 - ・「ふるさと応援寄附申込書」にはとくに「メッセージ欄」へのご記入をお願いします。
※（今回は特別にメッセージ欄に印刷を施していますので、既に記入済みです）
 - ・上記「メッセージ欄」への記入により、寄附金は別途管理となり一定額に達した時点で、龍野城下町の町なみ保存の事業に予算措置（基金化）されます。
- 2：たつの市役所より所定の資料が届きますので、寄附金の払い込みをたつの市指定の方法にて手続きをお願いします。
- 3：ご寄附いただいた方は、龍野俱樂部本部事務局にもご連絡をお願いします（メール・FAX・郵送）。
 - ・住所及び氏名のご連絡をお願いします（金額は必要ありません）。
 - ・ご寄附いただいた方の個人情報、龍野俱樂部保管資料以外に使用することはありません。
- 4：今年度より給与所得者の方などは、還付のための確定申告の必要が無くなりました。（27年4月～）
※くわしい手続き方法はたつの市ホームページ上の「たつの市ふるさと応援寄附金のご案内」をご参照願います（<http://www.city.tatsuno.lg.jp/kikaku/furusatouen.html>）。あるいはインターネットご利用の場合は龍野俱樂部 HP（女性版）<http://tatunoakatonbo.web.fc2.com/> をご参照ください。

<連絡先>

「龍野俱樂部本部事務局」〒550-0011 大阪市西区阿波座 1-12-21 喜多ビル 8 階

電話 06-6533-6210 ファクシミリ 06-6533-6749（担当）富岡馨

e-mail: tatsuno-ctm@sweet.ocn.ne.jp（公式 HP : <http://tatsunoclub.sakura.ne.jp/>）